

議第61号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第9（第2条関係） 消防関係					別表第9（第2条関係） 消防関係						
手数料を徴収する事務				手数料の額		手数料を徴収する事務				手数料の額	
				単位	金額					単位	金額
1 略					1 略						
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 略	ア～エ 略									
	(2) 貯蔵所の設置の許可に対する審査	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の	(ア)・(イ) 略	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件	1,580,					
				につき		<u>000円</u>					
							1,590,				
							<u>000円</u>				

許可の
申請に
係る審
査

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>1,940,000円</u>
---	-----	-------------------

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>2,260,000円</u>
--	-----	-------------------

許可の
申請に
係る審
査

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>1,950,000円</u>
---	-----	-------------------

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1 件	<u>2,270,000円</u>
--	-----	-------------------

			の		
			(カ) ~ (ク) 略		
		カ ~ シ 略			
	(3) 略				
3 ~ 2 3 略					

			の		
			(カ) ~ (ク) 略		
		カ ~ シ 略			
	(3) 略				
3 ~ 2 3 略					

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査手数料の額の改定をするため、この条例案を提出する。